

## 令和5年度学校保健講習会及び薬物乱用防止教室講習会報告

千葉県学校薬剤師会  
常任委員 杉谷宏枝

千葉県学校薬剤師会主催の研修会が2023年10月15日(日)13時30分～16時30分にオンライン形式(Zoomウェビナー)にて開催され約300名の学校薬剤師が参加した。

## 「学校環境衛生活動において学校薬剤師に求められる役割」

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課  
健康教育調査官 鈴木貴晃氏1 学校環境衛生活動における学校薬剤師の役割  
〔保健管理〕

学校薬剤師の職務は、学校保健安全法施行規則第24条に掲げてある。学校保健計画、学校安全計画の立案に参加すること。環境衛生検査に従事すること。学校環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導助言を行うこと。職務に従事したときは、その状況の概要を学校薬剤師執務記録簿に記入して校長に提出すること。

## 〔保健教育〕

学校薬剤師は専門的知見を生かし、薬物乱用防止や環境衛生に係る教育に貢献する。学校保健委員会などの活動に対し指導助言を行い、より一層、積極的な役割を果たすことが望まれている。

## 〔保健管理〕

2009年4月に「学校環境衛生基準」に基づく環境衛生検査の実施が義務化された。検査項目ごとに定められた検査回数を実施しなければならない。文部科学省の「学校環境衛生管理マニュアル」を参

照。都道府県の教育委員会には専門性を有する学校保健技師を置くことが出来、環境衛生の諸課題に対して維持管理や改善について市町村の教育委員会や関係機関と連携を図る上で学校保健技師の活用が望まれている。

2021年保健室の備品について文部科学省初等中等教育局長通知が出され、保健室の備品の見直しが行われた。学校環境衛生検査に使用する機器等で使用頻度の少ないものは数校の兼用として差し支えないとある。

2022年学校設置者の責務として施設の設備、整備充実について学校環境衛生検査委託費の財政措置が考えられることと文部科学省から通知が出された。定期検査の実施は校長の責任のもと確実に実施する。健康の保持増進、適切な環境の維持のために学校薬剤師が環境衛生検査に従事し、必要な指導助言を行う。学校は適性を欠く事項に対し遅滞なく、必要な措置を講ずる。校長は、施設改修が必要なときに予算が不足した場合、学校の設置者に申し出る。

2021年度全国学校保健調査の結果報告より、千葉県の学校環境衛生活動の実施状況が示された。学校保健計画において環境衛生検査の記載が全検査項目あったが55.0%。全国平均41.3%よりは多いが100%を目指したい。環境衛生検査の全項目実施できなかった理由として「器具が足りない」19.4%、「計画がなかった」71.8%であった。器具の不足は

校長または学校の設置者に申し出る。計画に関しては学校保健計画の立案に参加する。既存の検査機器の使用開始年、耐用年数等を把握し教育委員会または学校に予算要求を行った県もあった。

#### 〔保健教育〕

小学校学習指導要領の知識の中に 部屋の明るさや換気。中学校では 気温の変化、明るさの他に飲料水、空気の衛生管理。高校では、環境衛生活動（廃棄物、自然環境）がある。

学校において実際に行われている「保健管理」の視点を体育・保健体育科の「保健教育」に生かし相互に補完することが期待される。

#### 〔OTC 薬の乱用について〕

一般社団法人 千葉ダルク 生活支援員  
田畑聡史氏 長谷康一氏

ダルク(DARC)とは、ドラッグ(Drug 薬物)のD、アディクション(Addiction 嗜癖、病的依存)のA、リハビリテーション(Rihabilitation 回復)のR、センター(Center 施設、建物)のCを組み合わせた造語である。覚せい剤や大麻、危険ドラッグ、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、処方薬、その他の薬物から解放されるために、ミーティングを中心としたプログラムを行っている。1985年に日本で初めて誕生した薬物依存症者の回復のために作られた施設である。当事者が当事者をサポートする方法は現在、ピアサポートと呼ばれ精神医療の治療においても注目されている。2023年現在全国に64団体、90施設ある。

依存症に完治はないが、適切な支援やプログラムを受けることが出来れば回復が可能である。一緒にやめ続ける仲間を作ることも大切で、自分の正直な

気持ちや話が出来居場所も必要である。

千葉ダルクの現在の利用者は43名でアルコールが23名、次に多いのが覚せい剤12名、処方薬や市販薬が5名であった。令和4年度の相談件数は21件で処方薬、市販薬が7件、アルコール6件、大麻4件、覚せい剤3件、ギャンブル1件と処方薬市販薬が最も多かった。2022年度の調査によると精神科医療施設を受診した10代の乱用薬物は、市販薬が65.2%であった。

その多い市販薬等の乱用について二人の当事者から体験談を聞くことが出来た。

#### 〔処方箋薬の乱用〕

両親から愛情を持って育てられ、学校生活も優等生であった。人からどのように思われるかがすべてで、出来なければカッコ悪いと思い頑張り続けた。20歳の時、試験前に緊張のためか不眠となった。その頃、母親はペットロスでうつ病であった。不眠の息子に母親は自分の処方薬をのませた。試験も良く出来、頭もさえた。薬を飲んでいると不安感が消え、楽しい気持ちになり、だんだんと量が増した。医院や病院をはしごして1日50～100錠服用することもあった。少年の頃に受けた薬物乱用防止教室は馬鹿にして見ていた。自分には関係ないことだと思った。処方箋医薬品は合法だから悪くないと思った。合法的な薬物でも依存症があること伝えたいと本人はしめくくった。

#### 〔OTC 薬の乱用〕

大学2年で大麻を経験したが、大麻は犯罪だから良くないと思い、咳止め薬を服用した。薬の購入制限はあったが、複数のドラッグストア等で購入できた。薬の服用によりコミュニケーションが円滑となったが、翌年、学校に行けなくなった。薬だけの生活となってしまう、薬を購入するために親の財布から

お金を盗むこともあった。家族が異変に気づき、家族の会に参加し自分が依存症という病人であることに気がついた。現在ダルクで回復と自立のために自分を見つめ直している。

体験談を伺い「正しい薬の使い方」「薬物乱用防止教室」の今後のあり方を考えるきっかけとなった。

---

「学校環境衛生における飲料水の検査について  
～適切な施設・設備の管理と安全～」

千葉県学校薬剤師会  
副会長 小野武弘

---

学校環境衛生検査の計画・実施については、法によって国、設置者、学校、及び学校薬剤師のそれぞれについて責務等が定められている。学校の管理下で発生した事故には不法行為に基づく事故と学校の施設設備の設置または管理の瑕疵に基づく事故がある。瑕疵があると認められれば、設置者または管理者等は、過失の有無にかかわらず「無過失責任」を問われることになる。

学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があるときは遅滞なく措置を講じ、当該措置を講ずることが出来ないときは設置者に申し出ること。学校の設置者は校長より申し出を受けた場合は適切な対応をとるように努められることとある。

学校環境衛生管理においては文部科学省の「学校環境衛生管理マニュアル」を基本とする。

飲料水においては、定期検査で水質、施設・設備、日常点検で日常における環境衛生（遊離残留塩素の確認等）、その他必要があったときの臨時検査を行う。

植木など受水槽の周囲の状態、水槽パネル接合部からの漏水など本体の状態、水槽上部や内部、

オーバーフロー管の状態確認も行うこと。毎年1回以上の受水槽の定期的な清掃の確認を行う。また施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理記録は5年間保存すること。

冷水器においても遊離残留塩素が0.1mg/L以上であるかを、必ず毎授業日の日常点検で確認する。自動洗浄装置付き以外の機種では、毎日使用前に5分間流水する。

日常点検は養護教諭、保健主事だけが行うのではなく、全教職員が協力し、学校薬剤師はその定期検査の結果と日常点検を比較して指導助言を行う。